

施策(網掛け)及び 取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	計画における目標値		事業実施状況										R1評価・検証結果			備考		
			R元		R元		H27		H28		H29		H30		R元		課題、評価事項(成果)		方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見
			見込	確保	実施状況		確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保	実績				
			見込	確保	確保	実績	確保	実績												
2-1.幼児期の教育・保育 (単位:人)					実施状況															
1号認定 (3~5歳 学校教育のみ)	子ども課 (保幼)	保育園、幼稚園、認定こども園等において、就学前の幼児の保育、教育を実施する事業です。	180	240	295	80	240	62	240	69	240	61	240	61	希望するこども園・幼稚園へ入園を確保することができました。	28年度にはすもんこども園が市内初の認定こども園として開園しましたが、1号ニーズに対応するため、今後も既存の保育園の認定こども園への移行を検討します。		P57		
2号認定 (3~5歳 保育の必要性あり)			514	958	988	674	958	635	958	639	958	641	958	650	希望する保育園・こども園へ入園を確保することができました。		P57			
3号認定 (0~2歳 保育の必要性あり)			374	382	342	348	382	373	382	369	382	379	382	410	産休育休明けの年度途中入所の場合も、新年度入園で申込可能とすることで、入所確保ができました。ただし、年度後半以降に入園希望があった場合は、入所保留で育休延伸での対応となる場合もありました。		P57			
3-1.利用者支援事業					実施状況															
利用者支援事業	子ども課 (保幼)	子どもや保護者が保育園、幼稚園での教育・保育や放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	園開放事業や一時預かり事業などで、保育園未就園児についての相談対応ができましたが、相談件数は少ないため、さらに相談しやすくなる取り組みが必要といえます。	市の関係職員による子育て支援についての連携体制をかため、適切な相談支援の実施を目指します。		P59		
3-2.地域子育て支援拠点事業 (単位:利用延人数)					実施状況															
地域子育て支援拠点事業	子ども課 (支援C)	子育て支援センター等で、子育て中の親子の交流や育児相談、親子教室、子育て関連の情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るとともに、地域の子育てサークルの活動を支援します。	13,000	13,000	17,000	18,841	16,000	19,755	15,000	18,539	14,000	16,863	13,000	13,964	児童数の減と未満児保育の増などにより、利用者数は減っています。子育て支援センターの広場開放は、コロナウイルス感染症防止対策で3月2日から閉館となり、利用者数の減になりました。	今後は育児相談や情報提供、親子教室、運動教室など事業内容・相談体制の充実を図っていきます。		P59		
3-3.妊婦健診事業 (単位:人)					実施状況															
妊婦健診事業	子ども課 (母子)	妊娠・出産期から子育てまでの途切れない支援に配慮することが重要であり、母子保健施策の推進の一環として、妊婦の健康診査にかかる費用を助成しています。	210	210	230	232	230	232	220	214	220	209	210	187	妊娠全期を通じて健診費用の負担軽減及び母体や胎児の健康管理につながりました。	今後も医療機関と連携しながら、妊娠、出産及び子育てへの不安を軽減する支援体制を充実する必要があります。		P60		

施策(網掛け)及び 取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	計画における目標値		事業実施状況										R1評価・検証結果			備考										
			R元		R元		H27		H28		H29		H30		R元		課題、評価事項(成果)		方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見								
			見込	確保	実施状況		確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保	実績												
3-4.乳児家庭全戸訪問事業 (単位:人)					実施状況																							
乳児家庭全戸訪問事業	子ども課 (母子)	訪問スタッフ、保健師等が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握しています。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、母子の孤立を防ぎ、適切な支援につなげていきます。	200	200	保健師や育児経験者であるスタッフが生後2~3か月頃の乳児の家庭を訪問し、養育環境や子育て状況を聞き、行政サービスの紹介と子育て支援に取り組みました。										230	217	220	234	220	208	210	203	200	195	対象家庭全てを訪問し、子育ての様子を確認することができました。継続支援が必要な保護者に対しては、保健師が訪問し不安軽減と孤立防止に努めました。	里帰りの長期化や親子で住所が別など多様化する対象者のニーズを考えながら子育て支援できるよう、スタッフ研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を更に強化する必要があります。		P61
3-5.養育支援訪問事業 (単位:人)					実施状況																							
養育支援訪問事業	子ども課 (母子)	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠前から継続して必要な支援を行います。	5	5	特に支援が必要な家庭は、保健師と要対協と一緒に家庭訪問を実施し、連携して継続的な支援に取り組んでいます。										5	5	5	4	5	1	5	3	5	4	妊娠届出時に保健師が面談を行なうことにより、ハイリスクケースを早めに把握でき、乳児家庭訪問の実施とともに早期に介入できました。	今後も適切な支援ができるよう要対協等、関係機関と連携していきます。		P62
3-6.子育て短期支援事業																												
子育て短期支援事業	-	短期入所生活援助(ショートステイ)事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護するものです。また、夜間養護等(トワイライトステイ)事業は、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。	-	-	現在実施していません。										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	受け入れ施設(児童養護施設)を新たに開設することは頻度を想定した場合に困難と考えます。	要保護児童の状況を勘案しながら、ファミリーサポートセンター事業等代替可能な資源も検討する必要があります。(参考:現在、県内で実施しているところは新潟のみ)		P63
3-7.ファミリー・サポート・センター事業 (単位:人)					実施状況																							
依頼会員	子ども課 (支援C)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。	5	5	依頼会員の登録者数は昨年より増えています。										4	14	4	12	5	14	5	9	5	13	母子手帳交付時や子育て便利手帳に掲載し周知しており、利用者が徐々に増えている状況です。	より利用しやすいように制度の見直しを検討し、事業の充実を目指します。		P63
提供会員			13	13	提供会員の登録者数は昨年より増えています。										10	3	11	7	11	13	12	12	13	20	提供会員数が少ないと、利用ニーズに応えられない。	支援センターに関わる方や依頼会員へ幅広く声がけするなど人材確保に努めます。		
3-8.一時預かり事業 (単位:人・回)					実施状況																							
保育園	子ども課 (保幼)	保護者の社会参加や病气、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的に子どもを保育園等で預かる事業です。※ここでは、保育園での一時保育、幼稚園での在園児対象の預かり保育、ファミリー・サポート・センター(就学前児童対象分)、地域子育て拠点施設等での一時預かりが対象となっています。	523	523	緊急時等の子育て支援のため市内の全保育園・幼稚園で実施しています。										720	401	655	505	609	746	559	741	523	544	保育園については、利用者も目標値を上回っており、事業は定着してきたといえます。幼稚園については、目標値は下回っていますが、利用者は増加傾向にあります。	園開放などで制度を知った利用者からは利用しやすいという声を聞きます。今後も緊急時に利用しやすい総合的な体制づくりに努めます。		P64
幼稚園(在園児対応)			6,300	6,300											7,105	1,928	6,860	1,668	6,685	2,154	6,475	3,097	6,300	3,310				
ファミリー・サポート・センター事業の利用	子ども課 (支援C)		8	8	母子保健との連携により乳児の依頼が増え、利用者数は昨年より増加しています。										5	7	6	2	8	8	8	5	8	18	母子手帳交付時や子育て便利手帳に掲載し周知しており、利用者が徐々に増えている状況です。	より利用しやすいように制度の見直しを検討し、事業の充実を目指します。		

施策(網掛け)及び 取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	計画における目標値		事業実施状況										R1評価・検証結果			備考		
			R元		R元		H27		H28		H29		H30		R元		課題、評価事項(成果)		方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見
			見込	確保	実施状況		確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保	実績				
3-9.延長保育事業			(単位:実人数)		実施状況															
延長保育事業	子ども課 (保幼)	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に保育を行う事業です。	395	395	市内全保育園で実施しています。公立では全園19時まで、小出保育園では22時まで、清心保育園では19時30分(土曜は19時)までそれぞれ開園しています。		431	716	422	660	413	476	404	634	395	645	公立保育園においては、H27に延長保育料が発生する時間帯の見直しと、標準時間認定の方には延長保育料がかからないよう改正したことから、利用者は目標値を上回っています。	保護者の就労形態を勘案しながら事業を継続実施します。		P66
3-10.病児病後児保育事業			(単位:定員数)		実施状況															
病児・病後児保育	子ども課 (支援C)	病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かるものです。	3	3	小出病院内で病児・病後児保育室を実施しています。		3	10	3	215	3	309	3	260	3	251	延べ利用者数は減少しましたが、病児・病後児保育の役割は果たしました。	このまま継続します。		P66
3-11.放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)			(単位:入所児童数)		実施状況															
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	子ども課 (保幼)	主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。	369	420	市内の各小学校区で児童クラブを実施し監護する者がいない児童を受け入れました。		419	396	407	374	394	365	382	364	369	357	利用希望のあった対象児童を全て受け入れることができました。 特別な支援を必要とする児童に対応するため、非常勤職員の増員や夏休み期間中の学校介助員による加配を行いました。	待機児童が生じないように事業を継続実施します。		P68

施策(網掛け)及び取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	事業実施状況	R元評価・検証結果			備考
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
4-1. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進							
幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進	子ども課 (保幼)	本市では、現在、「認定こども園」の設置はありません。1号ニーズに対応できる「幼稚園」は市内に2施設(公・私立各1園)ありますが、市内全域を対象とした募集に対して、定員を大幅に下回っています。 ニーズ調査結果から、幼稚園のほか、少数ながら認定こども園の利用希望もあり、保護者の幼児教育への関心が伺えます。 まずは、既存の施設の有効利用を図ることを第一とし、居住地から近い施設でもニーズを満たすことができるように、既存施設からの認定こども園への移行について検討を始めます。	R元 幼保連携型認定こども園である「すもんこども園」で学校教育・保育の一体的提供を行っています。	市内初の認定こども園「すもんこども園」で、地域の未満児保育ニーズや幼児教育ニーズに対応しています。 この他の公立保育園の認定こども園への移行について、検討を行いました。	1号ニーズに対応できるよう、公立保育園等再編計画の中で、保育園の認定こども園への移行の検討を進めていきます。		P71
4-2. 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針							
質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針	子ども課 (保幼)	子どもの健やかな育ちを等しく保障し、本計画の基本的な視点である「子ども、家庭、地域の力」を育て、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の「環境」及び「質」の向上を図ります。 そのために、幼稚園教諭、保育士等の人材確保、教職員の資質向上のための研修の実施、職員の処遇改善を図ります。 また、既存施設の有効利用など適正な施設規模の確保、地域型保育事業導入の推進を図るとともに、財政健全化の観点から、公立保育園の民営化を含めた施設整備について検討を始めます。 地域の子育て支援では、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」などの事業の充実を図るほか、保護者や地域の子育ての力が高まるよう、地域性や園の特色を生かした活動、地域交流を通じて、子育ての視点に立った親支援、地域での子育て支援の推進を図ります。	R元 ■教育・保育の質の向上及び職員の資質向上のための研修 新潟県保育士会や新潟県保育連盟が実施する研修会に保育士を派遣し、職員の資質向上、保育・教育の質の向上に取り組まれました。 ■公立保育園民営化の取組 魚沼市公立保育園等再編検討専門部会において、公立保育園の再編、民営化についての検討を行いました。 ■放課後児童クラブの充実 特別な支援を必要とする児童に対応するため、非常勤職員の増員や夏休み期間中の学校介助員による加配を行いました。 ■一時預かりの充実 全ての保育園で一時預かりを実施しています。平成27年から1時間単位で利用できる料金設定を行い、利便性の向上を図っています。 ■親支援、子育て支援の推進 子育て支援センターにおいて、親支援のための各種事業実施しているほか、保育園幼稚園等を含め、随時子育て相談に応じています。	保育士等は、研修で得た知識や技能等を保育の現場で生かすよう努めました。	■教育・保育の質の向上及び職員の資質向上のための研修 今後も教育・保育の環境や質の向上を目指します。また、保育士等の資質向上を目指し、研修に派遣します。 ■公立保育園再編の取組 公立保育園の再編、民営化に係る基本的な考え方をまとめていきます。 ■放課後児童クラブの充実 引き続き児童の生活環境の改善、向上を目指します。 ■一時預かりの充実 引き続き、保育園等で一時預かりを行います。 ■親支援、子育て支援の推進 引き続き、子育て支援センターや保育園等で親支援、子育て相談等に対応します。		P71
4-3. 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進							
幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進	学校教育課 子ども課 (保幼) (支援C) 生涯学習課	「幼保小連絡会議」に放課後児童クラブを加え、小1問題だけでなく各年齢で生じる様々な問題等に対し、一貫した指導が行えるよう、情報交換などによる課題を共有するほか、継続して職員及び関係者の共通理解を図ります。 職員の相互理解を深めるため、保育参観、授業参観への積極的な参加や一貫した教育のための合同研修などによる交流の場を設けるなど、連携に努めます。 また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続のために、行事への相互参加など、異年齢交流を推進します。	R元 ・保育園・幼稚園・小学校においては連絡会議を年2回程度実施しています。 また、各種行事への相互参加により連携に取り組んでいます。 子育て支援センター主催の年中時発達相談、ステップアップ教室へ参加し、園や保護者の教育的ニーズに対応しています。 ・特別支援教育研修会の開催については、学校だけでなく、保育園、幼稚園にも案内し、学校及び園職員が共に学び合う機会を提供しています。 ・就学時健康診断では、学校からの依頼により「子育てセミナー」を開催しました。就学に向けた心構え、家庭教育の指針について、保護者への講話を行いました。	・連絡調整会議において子どもの様子を把握することで幼児期から就学期へ切れ目のない支援を行えるよう取り組んでいます。また放課後児童クラブにおいては参集されていない地区もあります。 ・各種行事では職員は子どもの様子を把握する機会となり、児童は異年齢交流によりお互いの成長により刺激となっています。 ・卒園後の学校生活を見通し、集団参加やコミュニケーション等、適切な支援を検討することができました。	・連絡会議の時期や回数を含め、個別ニーズがより接続しやすくなるような幼保小間の連携体制の調整を行う。すべての放課後児童クラブが参加できるよう検討します。 ・職員・児童のほかに就学前の保護者が学校の様子がわかるような取組を検討します。 ・療育の情報を学校教育につなげる情報伝達のシステム構築に向け、学校教育課と子ども課が共同で検討します。		P72

施策(網掛け)及び取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	事業実施状況	R元評価・検証結果			備考
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
5.産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保							
子ども・子育てに関する広報・周知	子ども課	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市情報メール配信サービス、暮らしのガイド、子育て便利帳を利用した周知活動を行う。	R元	毎月市報、ホームページ、メルマガ配信を利用し、保育園や幼稚園、こども園の開放事業、子育て支援センター事業の周知活動を実施(私立を含む7保育園、1幼稚園、1こども園、子育て支援センター)	メルマガは利用者がカテゴリを選択し登録しているため、より関心のあるカテゴリは登録者が増加しています。	事業周知等の情報提供を継続実施します。	
子ども・子育てに関する相談受付	子ども課 (保幼) (母子) (支援C) 市民課 (市民相談係)	市民相談センター、民生委員・児童委員、保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師と連携して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消する。	R元	保育園等では日々の保育や園開放事業で気軽に相談に応じる体制を作っています。子育て支援センターでは日々の広場開放や電話で相談に応じるほか、毎週月曜の計測日に看護師による相談、第2、第3月曜日は栄養相談を実施。市民相談センターでは、担当部署へ取次ぎのほか、傾聴に心がけ相談対応を行いました。乳幼児健診等を通じて、保護者の心配事や子育て環境等の把握に努め、不安軽減や孤立化予防を行っています。	毎週月曜の計測日、月2回の栄養相談、健康相談のときの来場者数は多いが、栄養相談は、ゆっくり相談できると好評です。市民相談センターでは、市民に対し、諸制度の仕組みや手続きの方法等の助言を行い、必要に応じて相談後のフォローも行いました。個別の状況に応じて子育て支援サービスの紹介や関係機関への連絡調整を行い、孤立感解消を図ることが重要です。	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のために、新庁舎に子育て世代包括支援センターが開設予定です。健康相談や栄養相談も含め相談体制の整備を図っていきます。	P73
6-1.児童虐待防止対策の充実							
子どもからの相談体制確立	子ども課 (支援C)	子どもスマイルコールを設置して、子ども達から直接「いじめ・虐待等」の相談を受ける。	R元	継続して子どもスマイルコールを設置しています。	子どもから発信ができるような周知方法を検討する必要があります。	学校等を通しての周知を図ります。	
「子どもスマイルコール」カード配布	子ども課 (支援C)	「いじめ・虐待等」の相談のための連絡先等周知カードを広く配付する。	R元	子ども課窓口等への設置を行うとともに、虐待かもと思ったら、全国共通ダイヤル「189」カード配布、ポスター掲示を庁舎、公民館、保育園、学校などで実施しました。	24時間対応の児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちばやく)」の市民への周知を進めていく必要があります。	様々な媒体を通じて周知を継続実施します。	
こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	子ども課 (母子)	生まれてから4か月までの乳児の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺う。(H21年から全戸訪問実施)	R元	対象家庭全てを訪問し、養育環境や子育ての様子を確認することができました。また、産後の継続支援が必要な保護者に対しては保健師が訪問を実施しました。	従事者の研修では、要対協にも参加してもらい実施しました。気になるケースは継続した支援を実施しました。	情報交換や研修会で産後うつ病や虐待防止の視点を養ってスキルアップしていきます。	
要保護児童対策地域協議会	子ども課 (支援C)	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図る。	R元	協議会代表者会議1回、実務担当者会議4回、個別支援ケース会議を27回開催し、情報共有と効果的な支援や個別のケース検討を行いました。	精神疾患を持つ保護者や、特定妊婦の増加、不登校・ひきこもり、等ケースが多様化しており対応が難しくなっています。	児童相談所をはじめとする関係機関と連携し、継続して取り組みを実施していきます。妊娠から切れ目のない支援を目指し、子育て世代包括支援センターの開設に向け、検討を進めます。	P74
要保護児童関係機関との協働	子ども課 (支援C)	要保護児童対策地域協議会の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行う。	R元	児童相談所、市保健師、学校、保育園、幼稚園などとともに被虐待児家庭への支援を行いました。必要に応じて関係機関と情報共有を図るほか、一緒に訪問等を実施しました。	個別ケース支援会議等で情報を共有し、それぞれの支援へとつなげています。	継続して連携を図ります。	
養育支援訪問事業	子ども課 (母子)	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行う。	R元	妊娠届出時から気になる妊婦は、特定妊婦として関係機関と連携して対応。出産後は、要対協と同行訪問を実施しました。	早期に介入でき、支援が必要な家庭に関しては、関係機関と連携し、支援を実施します。	家事支援を含めた子育て支援が必要となる場合もあり、対応できるような体制も検討します。	
6-2.ひとり親家庭の自立支援の推進							
児童扶養手当	子ども課 (児福)	18歳以下のお子さん(障害のあるおさんは20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父または母や、母または父に代わって児童を養育している方に支給します。(所得制限有)	R元	新規申請・転入者数 33人(R2.3月末) 資格喪失・転出者数 20人(R2.3月末) 認定者数 320人(R2.3月末) 受給者数 269人(R2.3月末)	法定の事務です。168,069,410円の手当を支給し、ひとり親家庭等への経済的支援につなげました。	市報、ホームページ等を活用し、制度の周知及び案内を継続して行います。	
ひとり親医療費助成	子ども課 (児福)	ひとり親家庭に対する医療費助成(所得制限有)。内容は乳児・子ども医療費助成と同じ。	R元	受給者大人308人、子ども460人、計768人(R2.3月末)	法定の事務です。ひとり親家庭の父、母、又は養育者及び児童の医療費に対し、助成し、ひとり親家庭の経済的負担軽減を図りました。	引き続き児童扶養手当との連携により、制度の周知に努め、対象漏れのないようにします。	P75
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	子ども課 (保幼)	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減する。	R元	放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の負担金を1/2に減額しています。令和元年度における対象世帯数は34世帯で、対象児童数は41人です。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。	

施策(網掛け)及び取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	事業実施状況	R元評価・検証結果			備考
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
保育料の軽減	子ども課 (保幼)	母子世帯で、非課税世帯等の場合	R元 ひとり親世帯で非課税の場合、保育料は無償。 市民税所得割額48,600円未満の世帯は保育料が1,000円の減額のうち半額、77,101円未満の世帯は、2号認定で6,000円(令和元年10月からは無償)、3号認定で9,000円に軽減しました。また、2子以降は保育料無償としました。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。		P75
6-3.障害児施策の充実							
つくしプレイ教室	子ども課 (支援C)	発達に課題のある就園前児童の療育教室	R元 未就園児とその保護者を対象に、水曜クラス46回、木曜クラス13回、延べ利用人数322人	親子での小集団参加を通して成長を促すとともに、必要に応じ療育相談へつながりました。	3歳未満児での入園が増えたため、入園後も通室可とし、園との情報共有や巡回訪問により継続した支援体制作りをします。		
ステップアップ教室	子ども課 (支援C)	発達に課題のある就学前児童の療育教室	R元 未就学児とその保護者を対象に延べ48回開催しました。3クラスに分けて対象児延べ291人	保護者支援としてペアレント・トレーニングを実施し、保護者の意識が向上しました。今後も継続するための人材、体制作りが課題です。	今後もペアレントトレーニングや情報提供、個別相談などで保護者支援し、発達に課題のある児への支援につなげます。		
教育相談	学校教育課	障害の状態に応じて適切な教育を行うための就学相談を行う。	R元 ・学校教育課特別支援教育担当管理指導主事及び指導主事が中心となり、就学相談会の開催や園訪問、個別面談等を行い、保護者及び職員の就学相談に対応しています。 ・教育支援委員会を開催し、就学相談を希望した幼児の情報を収集するとともに、望ましい就学先を審議しています。 ・教育支援委員会委員には、医師、大学教授等を招聘し、専門的な見地からアドバイスをしています。	教育支援委員会では、就学相談を希望した幼児19名の検討、審議を行いました。委員会の判断を参考に、本人、保護者の意向を尊重して就学先を決定しました。	子育て支援センターや各園の発達支援コーディネーターとの連携を深め、保護者との継続的な相談を通して、望ましい就学先の検討を進める方向を検討します。		
支援ファイルの活用	福祉支援課	教育、医療、福祉、労働等の関係機関と連携による相談支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作成、活用	R元 ○令和元年度中交付人数 6人 (内訳) 子育て支援センター経由 6人	市の自立支援協議会の療育支援部会において活用方法について検討しました。配布対象者が発達障害と明記されていることから、保護者等への配布に抵抗を感じる支援者が多いことが確認できました。このほか記載内容が多く、保護者の負担になるのではとの意見がありました。	自立支援協議会の療育支援部会において、相談支援ファイルの活用方法の見直しを実施します。所管についても引き続き検討します。		P76
保育園障害児受入れ	子ども課 (保幼)	職員の研修機会をつくり、障害・発達障害児の受入れを行う。	R元 県保育士会や保育連盟等での研修会に参加するほか、園内でも支援方法について定期的に研修を実施しています。	児童の特性を理解し安心できる環境や居場所づくりに配慮した保育に取り組んでいます。支援の必要な児童には加配の保育職員を配置し対応しました。	保護者の気持ちに寄り添いながら児童の特性にあった支援ができるよう研修を継続します。		
放課後児童クラブ障害児受入れ	子ども課 (保幼)	職員の研修機会をつくり、小学生の障害・発達障害児の受入れを行う。	R元 ・支援員で企画した研修会で障害を持つ児童の特徴や接し方を学ぶテーマで学習しました。 ・臨床発達心理士を講師とした研修に職員9名を派遣しました。 ・支援員のスキルアップのため、家庭教育支援者要請研修会、発達支援コーディネーター養成研修会に参加しました。	各児童クラブにおいて、職員研修による専門知識の習得や職員の加配対応等により様々な障害を持つ児童を受け入れています。	引き続き支援員の研修機会を確保し、加配職員の配置も含め、どの児童クラブにおいても障害児や発達障害児をスムーズに受け入れることができるよう体制を整えます。		
保育園等巡回訪問事業	子ども課 (支援C)	保育園・幼稚園、子ども園に支援チームが訪問し、発達に不安のある児童とその保護者からの相談に応じ、園生活を安心して送られるよう支援する。	R元 保育園、幼稚園を年2回訪問し、支援を担当する保育士に対して、対応に対する助言や支援方針の検討を行いました。11園、対象児34人、延べ68人	専門職によるコンサルテーションを行ない、支援につながりました。外部機関の専門職の従事回数に限られていることが課題です。	子育て世代包括支援センター設置に向けて、母子保健との連携強化を強めます。		

施策(網掛け)及び取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	事業実施状況	R元評価・検証結果			備考
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
相談支援事業	福祉支援課	「うおぬま相談支援センター」に委託し、身体、知的、精神、発達障害等を対象に様々な相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を図る。	R元 ○障害児の相談及び障害福祉サービス利用にかかる支援等を実施します。 ○魚沼市自立支援協議会の療育支援部会において、関係機関との連携や特別支援教育についての勉強会等を実施しました。	特別支援教育の勉強会により、相談支援専門員が一般校と特別支援学校での特別教育の差異を認識し、障害児の就学等、ライフステージが変化する時期に適切な相談対応を実施しました。	○児童発達支援センター 魚沼圏内の各市町が単独での設置は難しい状況であることから、魚沼圏域での設置について、圏域の自立支援協議会へ要望します。		
日中一時支援事業	福祉支援課	障害のある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一時的な見守りを行う。	R元 ○R2年3月末支給決定者数の実績 55人(うち児童19人) ○H31年度実利用者数の実績 44人(うち児童15人)	18歳未満の障害児と18歳以上の障害者が混在した状態で事業を展開していることから、障害児に特化した事業内容とするための見直しを実施しました。	魚沼学園での重度心身障害児等の受け入れについて検討を実施します。		
発達障害への意識啓発	福祉支援課 子ども課 (支援C)	一般の保護者に対し、発達障害教育やセミナーの開催をととして理解を深めてもらう。	R元 ■福祉支援課実施なし ■子育て支援センター ペアレントプログラム講座(6回コース、参加者7人、延べ38人)を2歳～年長児の保護者を対象に実施しました。	自立支援医療(精神通院)受給者のうち、診断書等にて発達障害の方の把握を行いました。(令和2年1月現在で18歳以上67名、高校生以下11名) 参加者にとって、子育ての負担感の軽減につながりました。情報交換や仲間作りの場にもなりました。	発達障害に限定しての事業の予定はありませんが、障害者への理解を深めるための普及啓発は必要と考えます。 発達支援コーディネーター研修と園との協力体制によりペアレントプログラムを継続する他、発達障害理解普及のための保護者向けセミナーを計画していきます。		P76
重度心身障害者医療費助成	福祉支援課	重度心身障害者の入院・通院に対し、保険診療による自己負担のうち、一部負担金を超える額を助成する。	R元 R2.3月末現在 18歳以下23人(うち、15歳以下19人)	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行いました。	引き続き、当事者への周知を行います。		
年中児発達相談	子ども課 (支援C)	年中児の(保護者の)希望者に対して、発達相談を受ける。	R元 母子保健、就学指導、療育支援、保育園・幼稚園等関係者が連携して、発達相談を行ないました。30人	発達に課題があっても相談や受診につながらないケースもあります。	支援者対象の研修や保護者向け案内の工夫により、相談や支援につながるよう努めます。		
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	子ども課 (母子)	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。	R元 実施実績なし	なし	申請があった場合には遅滞なく給付します。		
障害児福祉手当	福祉支援課	常時介護を要する在宅の20歳未満の最重度の障害児に支給し、福祉の増進を図る。	R元 R2.3月末現在 11人	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行いました。	引き続き、当事者への周知を行います。		
特別児童扶養手当	福祉支援課	一定の障害を有する児童を育てている方に手当を支給し、福祉の増進を図る。	R元 R2.3月末現在 56人	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行いました。	引き続き、当事者への周知を行います。		
7.労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携							
職場における子育て意識啓発	商工課	・雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等 ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク(くるみん)及び特例認定マーク(プラチナくるみん(仮称))の周知 ・雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることの周知	R元 新入社員及び入社後2～3年の若手社員を対象に、中小企業の人材育成やワークライフバランスに関するセミナーを実施しました。 【新入社員等合同研修会】 日 時:4月5日 会 場:ボランティアセンター 参加者数:10事業者41人 【タイムマネジメント研修会】 日 時:4月22日 場 所:ボランティアセンター 参加者数:8事業者39人	従業員研修に積極的な企業と余裕がない企業との間で取組に対する温度差が依然としてありますが、研修会への参加企業数、参加者は、徐々に増えてきました。	これまでの取組を継続しつつ、会社訪問等の折に企業の状況を把握するとともに、状況に応じた支援制度等の案内を進めることとします。		P77